

『日本書紀』の暦日

——暦法に適合しないいくつかの事例について——

小 島 莊 一

一 はじめに

【日本書紀】（以下、「書紀」と記す）は養老四（七二〇）年に舍人親王らによって撰進された日本最初の正史であり、古代日本において編纂された六国史と呼ばれる正史群の最初に位置付けられている。その内容が「続日本紀」以降の正史とは大きく異なっており、史実とは考えられない神話や伝承を多く含んでいることは既に周知のことであるが、他の正史と同様に神武紀以降の諸巻には紀年が完備されている。これは「書紀」が中国の歴史書の本紀に倣って編年体によって編纂されたためであるが、国の正式な歴史書には紀年が完備されなければならぬという意識が、当時の人々に存在していたことを示すものといえるであろう。

そもそも紀年というものは、紀元をいかに区切るかを規定する称元法と、暦法によって算出される具体的な暦日とによ

って構成されるものであると考えられる。¹⁾前者は言い換えれば、無限に続く年数というものをいかに区切るかということであり、「書紀」は中国の歴史書の体裁に倣い、これを天皇の治世年数や年号によって表わした。²⁾後者は各記事に付される年月日のことであり、暦法を用いた計算によって各月の日数や閏月の位置などが定められていくことになる。「書紀」は日付の表記において、やはり中国の歴史書に倣った干支による表記法を用いている。本稿では、この暦日について若干の考察を加えてみたい。

【書紀】の暦日に関する本格的な研究は江戸時代の暦学者、洪川春海に始まる。³⁾しかしその研究は恣意的なものであり、「書紀」の暦日を古暦三法と呼ばれる架空の暦法によって説明しようとしたものであった。ところが、「書紀」の暦日計算に用いられた暦法を明確に説明することが困難であったために、この洪川の説は長い間、強い力を持ち続けるに至った

のである。明治以降になると、『書紀』の編纂時期に実際に使用されていたと考えられる元嘉暦や儀鳳暦によって『書紀』の暦日を説明しようとする研究も存在するようになったのであるが、なかなか暦日全体を満足させることができず、常に問題点を抱えている状態であった。³この問題に終止符を打ち、『書紀』の暦日を解明したのが小川清彦氏である。

小川氏の研究は昭和十五年頃には既に完成していたようであるが、戦争という当時の環境がそれを公表する機会を与えず、戦後も本人が他界されたため、長い間、一部の研究者の目には触れなかつたという異色の経歴を持つ研究である。⁵しかし、その的確さから次第に認識されるようになり、昭和五十三年に出版された内田正男氏の『日本書紀暦日原典』の巻末にその全文が掲載されるに至つて、ようやく一般に公表されることになったのである。⁶

小川氏の研究も、結局は元嘉暦と儀鳳暦によって『書紀』の暦日を説明したものでつたのであるが、その研究にはそれまでの研究とは異なる二つの特徴が存在した。その第一は『書紀』の暦日のうち、神武紀から五世紀中頃（允恭紀付近）までの暦日は儀鳳暦によって計算されており、それ以降（安康紀付近以降）の暦日は元嘉暦によって計算されているとして、『書紀』の暦日計算には二つの暦法が用いられていることを指摘した点である。両暦の境目が曖昧にされているの

は、履中元（四〇〇）年から安康二（四五五）年までの暦日がたまたま両暦のいずれにも適合するためであり、⁷両暦の境界線を厳密に決定することはできない。ただし、小川氏は元嘉暦が中国の宋で元嘉二十二年（四四五）年から使われ始めた暦法であり、⁸この年が日本では允恭三十四年に当たることから、恐らく允恭紀までが儀鳳暦で計算されており、続く安康元（四五四）年からは元嘉暦で計算されたものではないかとしてゐる。これは『書紀』の編纂者たちが、持統朝以前には元嘉暦による暦が行われていたことを考慮して、⁹中国でその元嘉暦が導入された時点までを元嘉暦によってまとめ、更に古い部分については、当時新しく導入されたばかりであった儀鳳暦を用いて暦日の計算を行ったものと考えれば理解できよう。¹⁰

第二は儀鳳暦の計算法に関する指摘であり、この暦法は定朔法を用いる暦法であるが、『書紀』の暦日を計算するに際しては、平朔法によって計算を行ったと思われれることを指摘した点である。定朔法は平朔法に比べて非常に複雑な計算を要するものであり、古い時代の長期にわたる暦日を定朔法によって計算することは極めて面倒な作業となる。¹¹その点からみれば、編纂者たちが儀鳳暦を平朔法によって計算し、作業を簡略化したことは十分に考えられることであろう。

小川氏は以上の二点に基づいて、『書紀』に記されている

約九百もの月朔干支や閏月の位置を計算し、それらのほとんどが適合することを実証した。また、内田氏も「書紀」の対象とする時代のすべての月朔干支などを計算し、小川氏の研究に対する補強を行っている。¹² その結果、現在に至るまでこの考え方に対する大きな批判は見受けられず、既に定説となっていると言ってもよいように思われる。確かに「書紀」の暦日は小川氏の説によく適合しており、筆者もそれらが平朔法による儀鳳暦と元嘉暦によって計算されていることに異を唱えるつもりはない。¹³ しかし、それでも適合しない暦日はいくつが存在しており、小川氏はこれらを伝写時に誤写されたり脱落したりしたものであるうとして例外として分類し、その適合しない理由を個別に分析している。筆者は本稿においてこれらの暦日を例外暦日と仮称し、改めていくつかの考察を行ってみたい。

二 例外暦日について

小川氏は自らの説に適合しない例外暦日（月朔干支を中心とする）は二十四ヶ所存在するとして、これらを年代順に並べた表を作成した。¹⁴ しかし、その中には小川氏が作業に使用した「書紀」の本においては適合しない暦日が記されていたと考えられるものの、その後の諸写本による校合の結果、現

在の刊本では既に適合する暦日で記されているものも多い。このため、内田氏が作業を行った際には、例外暦日は十四ヶ所とされている（この中には小川氏の言及していない暦日も一ヶ所含まれている）。本稿では、小川氏の提示した誤写や脱落という可能性を諸写本にわたって考察してみたいという観点から、二十四ヶ所の例外暦日に内田氏が新たに提示した一ヶ所を加えた全二十五ヶ所を、諸写本における異同とともに表Ⅰ（次頁）に表わした（諸写本における異同をまとめる際には、井上光貞氏監訳「日本書紀」の校異を用いている）。¹⁵ 表中の番号は小川氏が付した番号であり、すなわち各記事を年代順に並べた場合の順序である（ただし最後の25番の記事については、内田氏が「日本書紀暦日原典」の中で取り上げたものである）。さて、これらの例外暦日を小川氏の訂正に従って伝写時の誤写や脱落によって生じたものであるとすると、次の七種のグループに分類することができる。

① 午から子への誤写 ② 乙と己の相互間の誤写

③ 数字の誤写 ④ その他の誤写

⑤ 月朔干支の脱落 ⑥ 閏字の脱落

⑦ その他（複数の可能性のあるものなど）

以下、これらの分類に従って、各暦日に若干の考察を加えてみたい。

表一 二十五ヶ所の例外暦日に関する小川氏の解釈と諸写本における異同

	所在年月	不適切な暦日(日付)	同上	適切な暦日(日付)	小川氏の解釈	文彦字本系本
1	綏靖十五、正	壬子朔戊子(×) 〔北、候、熱、伊、右、閏、板〕		壬子朔戊子(7) 〔北〕	子は午の誤り	壬子朔
2	孝昭前一、十	戊子朔庚午(×) 〔熱、伊、右、閏、板〕		戊子朔庚午(13) 〔北、伊、傍〕	子は午の誤り	戊子朔
3	孝安百一、九	甲子朔丙午(×) 〔熱、右、閏、板〕		甲子朔丙午(13) 〔北、伊〕	子は午の誤り	甲子朔
4	孝元四、三	三月甲申朔甲午(11) 〔北、熱、伊、右、閏、板〕		正月甲申朔甲午(11) 〔×〕	三は正の誤り	三月 (注なし)
5	崇神九、四	甲子朔己酉(×) 〔熱、伊、右、閏、板〕		甲午朔己酉(16) 〔北〕	子は午の誤り	甲子朔 (注なし)
6	崇神十一、九	甲辰朔己丑(×) 〔北、熱、伊、右、閏、板〕		甲辰朔己丑(16) 〔集解〕	辰は戌の誤り	甲辰朔 (注あり)
7	垂仁二十三、十	十月乙丑朔壬申(8) 〔北、熱、伊、右、閏、板〕		閏十月乙丑朔壬申(8) 〔×〕	閏字の脱落	十月 (注なし)
8	垂仁九十九、七	戊午朔 〔北、熱、伊、右、閏、板〕		乙巳朔戊午(14) 〔集解〕	月朔十支脱落	戊午朔 (注なし)
9	景行一、三	丙戌朔戊辰(×) 〔伊、右、閏、板〕		丙寅朔戊辰(3) 〔北、熱、右、傍、閏、傍〕	戌は寅の誤り	丙寅朔 (注なし)
10	応神一、三	三月庚戌朔壬子(3) 〔宮、北、熱、伊、右、閏、板〕		閏九月乙酉朔壬寅(18) 〔×〕	三は四の誤り	三月 (注あり)
11	履中五、九	九月乙酉朔壬寅(18) 〔宮、北、熱、伊、右、閏、板〕		閏九月乙酉朔壬寅(18) 〔×〕	閏字の脱落	九月 (注なし)
12	欽明十四、五	戊辰朔 〔北、右、閏、板〕		壬戌朔戊辰(7) 〔集解〕	月朔十支脱落	戊辰朔 (注あり)
13	欽明三十一、四	四月甲申朔乙酉(2) 〔北、右、閏、板〕		閏四月甲申朔乙酉(2) 〔×〕	月朔十支混入	四月 (注なし)
14	敏達四、二	壬辰朔 〔前、北、伊、右、傍、閏、板〕	壬辰 (朔字なし) 〔右〕	丙戌朔壬辰(7) 〔集解〕	閏字の脱落	壬辰朔 (注なし)
15	崇峻四、十一	十一月己卯朔壬午(4) 〔伊、閏、板〕		十一月己卯朔壬午(4) 〔宮、北、右〕	二は一の誤り	十一月 (注なし)

16	推古三十二	推古三十二年 〔宮、北傍、伊、右、閏、板〕 推古三十二年	推古三十三年 〔北〕	推古三十一年 〔右、右傍〕 推古三十二年 〔右、右傍〕	二は一の誤り 三は二の誤り	三十一年 (注あり) 三十三年 (注あり)
17	推古三十三	〔宮、北、伊、右、閏、板〕 壬午朔辛卯(10)、壬辰(11) 〔岩、宮、北、伊、右、閏、板〕 己巳朔戊子(20)、壬辰(24) 〔岩、宮、北、伊、右、閏、板〕 乙丑朔丙戌(22)	丁丑朔壬午(6)、辛卯(15) 〔集解〕 壬辰(16) 乙巳朔戊子(×)、壬辰(×) 〔集解〕 乙酉朔丙戌(2)	〔宮、北、伊傍、閏、板傍〕 乙亥朔乙卯(×)、甲午(20) 〔紀略〕 七月癸卯朔、九月癸卯朔 〔×〕	月朔干支脱落 己は乙の誤り (日付は八月) 丑は酉の誤り	壬午朔 (注なし) 己巳朔 (注なし) 乙酉朔
18	推古三十六、四	〔北、伊、右、閏、板〕 五月癸卯朔	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	五は九の誤り (七の誤り) 乙は己の誤り	乙卯朔甲午 (注なし) 五月 (注なし) 己亥朔
19	推古三十六、九	〔北、伊、右、閏、板〕 五月癸卯朔	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	五は九の誤り (七の誤り) 乙は己の誤り	乙卯朔甲午 (注なし) 五月 (注なし) 己亥朔
20	舒明九、三	乙卯朔甲午(×) 〔伊、右、板〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	五は九の誤り (七の誤り) 乙は己の誤り	乙卯朔甲午 (注なし) 五月 (注なし) 己亥朔
21	大化五、四	乙卯朔甲午(×) 〔伊、右、板〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	五は九の誤り (七の誤り) 乙は己の誤り	乙卯朔甲午 (注なし) 五月 (注なし) 己亥朔
22	大化五、五	乙卯朔甲午(×) 〔伊、右、板〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	五は九の誤り (七の誤り) 乙は己の誤り	乙卯朔甲午 (注なし) 五月 (注なし) 己亥朔
23	朱鳥元、七	乙亥朔庚子(26)、丙寅(×) 〔北、伊、右、閏、板〕 己丑朔丙戌(×)	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	五は九の誤り (七の誤り) 乙は己の誤り	乙卯朔甲午 (注なし) 五月 (注なし) 己亥朔
24	持統三、十一	〔北、右傍、閏、板〕 丁卯朔己卯(13)	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	五は九の誤り (七の誤り) 乙は己の誤り	乙卯朔甲午 (注なし) 五月 (注なし) 己亥朔
25	崇神七、十一	〔北、熱、伊〕 丁卯朔己卯(13)	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	乙亥朔庚子(2)、丙寅(28) 〔集解〕 己卯朔丙戌(8) 〔右、閏傍〕	五は九の誤り (七の誤り) 乙は己の誤り	乙卯朔甲午 (注あり)

注1、写本名はそれぞれの暦日の左に「」を用いて略号で記した。略号と写本名の対照については注(16)を参照。表中に挙げた写本名は、主なもののみ
に留めてある(傍と記したものは、傍書であることを示す)。

注2、所在年月は現在の主な刊本に記されている暦日で表わしているため、小川氏の計算には不適合なものである場合もある。

注3、不適切な暦日とは、小川氏の計算には適合しない暦日のことである。() 内の日付が×となっているものは、その月朔干支のもとでは有り得ない日付干支であることを示している。

注4、適切な暦日とは小川氏の計算で算出される暦日のことであり、そのような暦日を記した写本が存在しない場合は「」内に×を記してある。なお、算出されるのは月朔干支や閏月の位置であるので、日付干支が有り得ないものとなる場合もある。

注5、文学大系本という列には、参考として『日本古典文学大系本』の本文に記されている暦日を示した。この暦日が小川氏の計算に適合しないものである場合には、注記が存在しているかどうかを() 内に記してある。

表II「書紀」の全暦日における誤写、脱落の累計

(井上光貞監訳「日本書紀」の校異による)

無関係な文字への誤写		酉→百	1	戊→戊	5	申→午	4	四→五	1
甲→中	1	→首	1	→丙	1	→辰	1	五→二	1
乙→巳	2	戊→戊	3	己→乙	4	→辛	1	→六	2
丙→雨	2	→成	4	→子	1	酉→丑	3	六→七	1
丁→千	1	夏→憂	1	→丑	1	→卯	1	九→七	2
→可	1	秋→羅	1	庚→辛	1	戊→戊	7	十→七	1
戊→戊	3	→我	1	→丙	1	→子	1	→十一	1
→伐	1	→於	1	壬→戊	2	→辰	1	歳→月	1
→代	1	冬→各	1	→丙	1	→巳	1	→年	1
庚→庚	49	→令	1	子→午	1	亥→卯	4	年→月	4
→康	2	潤→閏	1	→申	2	→未	1	月→日	1
壬→圭	1	閏→門	1	丑→巳	2	→酉	1	日→月	1
→王	5	五→喜	1	→卯	1	春→夏	1	※干支における 二文字の誤写	9
→□	1	→王	1	寅→戊	1	秋→春	1		
→云	1	朔→朝	4	卯→亥	2	→冬	1	暦日の脱落	
癸→登	3	→拝	2	→巳	1	潤→閏	4	年数の脱落	4
→祭	7	年→大	1	→丑	1	閏→潤	10	季節名の脱落	32
→矣	1	来→今	1	辰→申	1	一→二	3	月名の脱落	17
丑→若	1	有→月	1	巳→丑	1	二→正	1	朔字の脱落	19
→勿	1	晦→皆	1	→亥	1	→元	1	月朔干支の脱落	13
寅→宣	2	暦日文字への誤写		午→子	16	→一	2	(朔字を含む例)	1
巳→々	1	甲→申	2	→申	2	→三	11	日付干支の脱落	15
午→平	1	乙→己	5	未→亥	3	三→正	1	(朔字を含む例)	4
未→末	2	→辛	1	申→甲	4	→二	2	その他の脱落	2
→来、來	2	丁→朔	1	→子	2	四→三	1		

注1、本表にはできるだけ全事例を挙げるように努めたが、紙幅の関係から一部省略したのも存在する。

注2、表中における□とは、文字が判読不能であることを表している。

注3、干支における二文字の誤写（九例）については、表Ⅲにおいて具体的な検討を行っている。

①午から子への誤写：1、2、3、5番

このグループは月朔干支において、午から子への誤写が発生したものと考えられるグループであるが、誤写と考えて間違いないものと思われる。なぜなら、諸写本の中には北野本を中心として午字を伝える本も存在するためであり、「日本古典文学大系本」(以下、「古典文学大系本」と記す)を中心とした現在の「書紀」の刊本では、既に小川氏の計算に適合する干支が記されている。¹⁷何よりも適合しない干支では日付に矛盾が発生してしまうため、暦法以前の問題として、この月朔干支が誤りであることは確かである。例として1番の綏靖二十五年正月の暦日をみれば、北野本はこれを壬午朔戊子としており、この場合、戊子は七日のことを示している。これに対して、熱田本や伊勢本などの他本では壬子朔戊子となっているが、壬子という月朔干支のもとでは戊子という日付干支は有り得ないものである。これは午と子が入れ替わることによって干支が三十日もずれてしまうためであり、月朔干支が三十日ずれると、すべての日付干支はその月中には存在し得ない干支となってしまう。こうした点からも、午から子への誤写が発生したことが認められるであろう(なお、2番の暦日の所在年について小川氏は懿徳三十五年としているが、表Iでは孝昭即位前一年とした)。

小川氏がこの誤写として挙げた暦日は上記の四ヶ所だけで

あるが、「書紀」の中には他にもこの誤写が多くみられる。小川氏の考察した暦日は、月朔干支を中心としたものに限られているが、「書紀」にはその数倍もの日付干支が記されており、その中にも諸写本における異同が多く存在するためである。筆者は「書紀」の諸写本における誤写や脱落の傾向を考察するために、こうした日付干支にも注目し、暦日に関するすべての異同を集計した。この作業にも井上氏監訳「日本書紀」の校異を用いたが、その結果、暦日に関する校異として挙げられているものは八百ヶ所以上にも上ることが分かった。しかし、その多くは諸写本における改行の違いや数文字分の空白の存在、暦日とは異なる文字の書き込みなどであって、誤写や脱落に関するものの実数は三百九十ヶ所程度である。¹⁸ただし、この中には傍書されたものも含まれているほか、誤写に分類したものの中には意図的に書き換えられたと考えられるものも含まれている。こうして集計したもののうち、主な事例を表II(前頁)に挙げたが、午と子の間で発生する誤写は十七例にも及び(この中には小川氏の挙げた四ヶ所の月朔干支も含まれている)、極めて頻繁に発生する誤写であることが分かるのである。¹⁹

②乙と己の相互間の誤写：19、23番

このグループも月朔干支の誤写に関するグループであり、乙と己の相互間における誤写に分類されるグループである。

表Ⅱから分かるように、この誤写も「書記」全体では九例に及び、よく発生する誤写であることが認められる。しかし、上記の二ヶ所の暦日に關しては、諸写本のすべてが同一の干支を伝えており、小川氏の計算に適合する干支を伝える本は存在しないという問題点が存在する。

まず始めに23番の暦日についてみてみると、確かに小川氏の計算に適合する月朔干支を記した写本は存在しないが、日付干支との間に発生する矛盾から、誤写と考えて問題はないと思われる。すなわち、諸写本の示す乙亥という月朔干支に對して、日付干支には庚子と丙寅が存在しており（ここには他にもいくつかの日付干支が存在しているが、代表として最初のものとの最後のものを挙げた）、この場合、庚子は二十一日のことを指しているが、丙寅という日付は有り得ないのである。もし月朔干支が己亥であれば、庚子は二日、丙寅は二十八日のことを示すことになり、問題はまったく生じない。このことから、古くより「書記集解」などが月朔干支の誤りを指摘しており、「古典文学大系本」などでも、月朔干支は既に己亥に改められている。

これに對して、19番の暦日については少し細かい検討が必要となる。これは推古三十六年九月条の暦日であるが、小川氏の計算では乙巳とならねばならない月朔干支を、諸写本のすべてが己巳としている。ここには戊子と壬辰という日付干

支も記されているが、問題なのはこの二つの日付干支が、諸写本の示す己巳朔のもとでは、それぞれ二十日と二十四日のことを指すのに對して、小川氏のいう乙巳朔の場合は、月中に存在し得ない日付になってしまうことである。更に、推古紀の写本の中には平安中期に書写されたとされる古本の岩崎本が存在しており、この本は後述する16、17番の暦日に關しては、他本に反して小川氏の計算に適合する暦日を本文に伝える唯一の本となっている。この岩崎本が他本と同じ干支を伝えていることから考えても、19番の暦日を誤写とすることは疑問が感じられるのであり、仮に誤写であるとすれば、平安中期以前の相当早い時期に発生したものと考えなければならぬ。

また、この暦日を誤写とする小川氏の、日付干支に對する解釈にもいくつかの問題点が存在する。すなわち、小川氏は戊子と壬辰はもともと八月の日付干支として存在していたもので、九月の月朔干支が己巳と誤写されたために、後の校訂者が本文とともに九月に入れ替えたものではないかと解釈している（この日付を八月のものとする解釈は、宮内庁書陵部所蔵の水戸光圀校合本においても既になされているようである）が、この解釈には首肯できない点が二つ存在する。一つ目は、現在の諸写本の推古三十六年条には八月の記事は存在しておらず、このことから、記事を入れ替える際に「八月□

□朔（元嘉曆によれば□□は乙亥）という五文字の暦日を、校訂者が削除したことを認めなければならなくなる点である。

二つ目は、そもそも九月条に記されていたはずの記事がまるごと失われてしまったことも認めなければならぬということである。なぜなら現在の九月条には戊子と壬辰の日付干支を持つ二つの記事しか記されておらず、これらが八月条から入れ替えられたものであるならば、九月条には本来、別の記事が存在していたことになるからである。そうでなければ、九月条自体がそもそも存在していなかったことになり、それでは月朔干支が誤写されること自体が有り得なくなってしまう。また、この九月条の記事は推古紀の最後の記事であり、推古天皇の葬送儀礼に関するものとなっているが、続く舒明紀の即位前紀にもこの葬送儀礼のことは記されており、九月に葬礼が終わったと記されている。小川氏の解釈に従うならば、舒明即位前紀に八月と記されていたものを、校訂者が九月に改めたことを認めなければならぬのである。もちろんこれらは一人の校訂者によってなされたものとは限らないので、伝写を繰り返すうちに次第に現在の形になっていったものとも考えられるが、諸写本の中には異同はまったく存在しない（ただし、岩崎本は九月の上に記されている秋字を脱落し、傍書している）。特に、古本である岩崎本がこの形態を伝えているということは、この誤写と一連の入れ替

えが、かなり早い段階で行われていたことを示すことになるのである。

推測に過ぎないが、筆者はこれを伝写時の誤写と考えるよりも、『書紀』の成立段階において既にこのように記されていたものと考えざるべきなのではないかと思う。もちろん己巳という月朔干支が正しいものであるとは考えられない。乙と己が入れ替わることにより、干支は二十四日（或いは三十六日）もずれるため、いかなる曆法を用いようとも九月の月朔干支が己巳となることは有り得ないのである。また、二十四日ものずれであることを考えれば、単なる計算ミスであるとも考えにくい。しかし、用いられた曆法や計算上の誤りなどを原因としなくとも、『書紀』の編纂時においてこのような誤りが発生することは有り得るのではないかと考えられる。この問題については、本稿の末尾において更に若干の検討を加えてみたい。

③ 数字の誤写：4、10、15、16、17、22番

このグループは、月名や年数において数字の誤写が発生したと考えられる暦日をまとめたグループである。中でも15番の暦日については、多くの諸写本が曆法に相応しい月名（十一月）を伝えており、多くの刊本においても古くからこの月名が用いられている。しかし、江戸時代の板本では十二月とされており、これは内閣文庫本が底本とされたためであると

思われる。刊本においてこの月名を用いているものには『国史大系本』が存在するが、小川氏がこの暦日を例外に含めてゐることから考えると、作業を行うにあたり用いた本は、『国史大系本』であつた可能性が高いと思われ²⁰⁾。

16、17番の記事は推古三十二年、三十三年という年数の誤写に関するものであり、この年数は月朔干支の考察により、それぞれ三十一、三十二年とすべきものである。多くの写本が推古三十二年、三十三年としており、『古典文学大系本』を中心とした現在の刊本もこれに従つてゐるが、先述したように岩崎本は推古三十一、三十二年と暦法に相応しい年数を伝えてゐるので、これが本来の形態であつたと考えるべきであらう。ただし、この年数の混乱は前後の年にも及んでおり、多くの写本が推古三十一年、三十四年としてゐるものを、岩崎本はそれぞれ推古三十年、三十三年としてゐる。推古三十一年については、月朔干支がないため確認は不可能であるが、推古三十四年については月朔干支からみて岩崎本の方が誤つており、ここに岩崎本が編纂時の暦日を完全に正しく伝えてゐるとは言い切れない難点が存在する。そもそもこうした年数の混乱が発生した背景には、推古紀の三十年代に記事のない空白の年が存在したことが関係してゐると考えられ、岩崎本が三十年から三十三年までを記して三十四年を空白にしているのに対して、多くの本は三十年を空白とし、三十一

年から三十四年までを記してゐるのである。この混乱は、伝写を繰り返すうちに年数の充て方に誤りが生じたものと考えられるが、『書紀』の編纂時において既に混乱が発生していた可能性もある²¹⁾。いずれにしても、単なる誤写であると考えられることは適當ではないであらう²²⁾。

残りの三つの暦日については、諸写本がすべて小川氏の計算に不適合な月名を伝えており、異同は存在しない。まず、4番の暦日については三月甲申朔とされているが、三月の月朔干支は計算によると癸未であり、甲申朔となるのは同年の正月である。干支の誤写とするのは困難であり、小川氏は正から三への誤写が発生したものと解釈してゐる。しかし、表IIから分かるように、『書紀』の諸写本における異同の中には正から三への誤写という事例は一ヶ所もみられない。また、癸未と甲申とは一日のずれであるから、暦日計算時のミスによつて初めから誤つた月朔干支が記されていた可能性も考えられる。このようなミスが発生すると周囲の月朔干支などにも影響が及び、計算時に誤りであることに気付くようにも思われるが、この暦日は孝元紀のものであり、こうした古い時代を扱つた諸紀では、数年や十数年にわたつて暦日が一つしか記されていないような部分が数多く存在するので、当時の計算の方法によつては誤りであることが発覚しなかつた可能性も有り得よう。しかし、こうした可能性を証明するこ

とは不可能であり、結局は推測の積み重ねとなつてしまつてしまつて、誤写という観点に立てば小川氏の解釈に従うべきである。

10番の暦日も同様に、諸写本が三月庚戌朔とするものを、小川氏が四月庚戌朔の誤りであり、四から三への誤写が発生したのであらうと解釈したものである。三月は計算によると庚辰朔であるから、辰から戌への誤写が発生した可能性も考えられそうであるが、日付干支である壬子は庚戌朔のもとで三日を示しており、庚辰朔だと月中に存在しない干支になってしまうので、その可能性は低い。表Ⅱには四から三への誤写の事例が一ヶ所挙がつているが、これは先述した多くの写本が推古三十四年とする年数を、岩崎本が三十三年としていゝる事例であり、本当は誤写ではなく、年数の充て方による誤りであろう。10番の暦日は応神紀のものであり、応神紀の写本には平安前期の書写とされる古本の田中本が存在するので、この本がどのような暦日を伝えているのかが重要となるが、残念ながら田中本はこの部分を失つており、その暦日を知ることはできない。「書紀」の編纂時において、既に月名の誤りが生じていたとも考えられるが、誤写という観点に立てば、やはり小川氏の解釈が最も適切なものであらう。

最後に22番の暦日についてであるが、この暦日には誤写と考へても二通りの可能性が存在する。すなわち、現在の諸写本はすべて五月癸卯朔を伝えているが、五月の月朔干支は計

算では甲辰であり、癸卯は七月と九月の月朔干支に適合するので、七から五への誤写が発生したという可能性と、九から五への誤写が発生した可能性が考えられるのである。渋川春海はこれを七から五への誤写と考へたが、小川氏は字形の類似性から考へるならば、これは九から五への誤写と解釈した方がよいとしている。表Ⅱに明らかないように、「書紀」の他の暦日にはいづれの誤写の事例も存在しないため、ここからいづれかの可能性を推測することはできない。癸卯と甲辰とは一日のずれであるため、暦日計算時において既にミスが生じていたとも考えられるが、⁽²³⁾4番の暦日と同様に、小川氏の解釈に従うべき事例であらうと思われる。

④その他の誤写：6、20、24番

このグループは、月朔干支の誤写におけるその他の事例をまとめたグループである。6番の暦日は、すべての写本が甲辰朔を伝えているが、小川氏の計算では甲戌朔とならねばならず、戌から辰への誤写が発生したことが想像される。日付干支である己丑が、甲辰朔では月中に存在し得ない干支であるのに対して、甲戌朔だと十六日のことを示すのも、誤写が発生した可能性を高めている。⁽²⁴⁾また、一ヶ所に過ぎないが、この誤写は「書紀」の他の暦日にもみられるものである(表Ⅱ)。

20、24番の暦日については、諸写本が二通りの暦日を伝え

るものに分かれており、誤写が発生した可能性は6番以上に高い。特に24番の暦日については、己丑朔を伝える写本の場合、日付干支である丙戌が月中に存在しない干支になってしまつたため、己卯朔を伝える写本の方が適切であり、これは小川氏の計算にも合うものである。²⁵ 20番の暦日に関しては、いずれの月朔干支であっても日付干支の丙戌が矛盾しないので、ここからだけでは判断がつかないが、小川氏の計算では乙酉朔が正しく、乙丑朔では日付が二十日もずれてしまつたため、このような月朔干支は有り得ない。酉から丑への誤写というのは、字形の類似性からはなかなか理解しにくい事例であるが、表IIに挙げているように、この誤写は『書紀』の中の他の暦日にも二ヶ所みられるものである。

⑤月朔干支の脱落：8、14、18、21番

ここからは暦日の脱落に関するグループであり、このグループは月朔干支の脱落をまとめたものである。文字の脱落は、誤写と並んで伝写の際には頻繁に発生する現象である。表IIには『書紀』に存在する暦日の脱落百七ヶ所を分類して挙げているが、その中には朔字の脱落や月朔干支の脱落が三十三ヶ所も含まれている（月朔干支については、一文字のみの脱落の場合も含まれている）。すなわち、月朔干支の脱落というのは頻繁に発生する現象であり、月朔干支がないことを不審に思った後の校訂者が、日付干支を月朔干支として記

してしまつたケースが存在するものと思われるのである。

8番の暦日は、まさにそうした事例なのではないかと考えられ、月朔干支のみを記した朔日の記事となっている。しかし、この干支は小川氏の計算では月朔干支としては不適切なものであり、本来はその月の日付干支として存在すべきものである。つまり、戊午朔となっている現在の暦日は、そもそも乙巳朔戊午であつて十四日のことを示していたと考えられ、月朔干支であつた乙巳や朔字が脱落した後に、月朔干支が無いのを不審に思った校訂者が、戊午に朔字を書き加えて月朔干支にしたものと考えられる。これが月朔干支の脱落に関する小川氏の解釈であると思われ、同様に朔日の記事を持つ14番の暦日についてもこうした経緯が想定できらるであらう。²⁶ しかし、残る18、21番の暦日の場合には、この解釈は成立しにくい。

まず21番の暦日について検討してみると、ここには月朔干支に続けて甲午という日付干支が記されており、朔日の記事は存在しない。この事例を月朔干支の脱落であると解釈すると、現在月朔干支として記されている乙卯は、もともとは日付干支だったものと考えなければならぬが、そうすると、この記事には乙卯と甲午という二つの日付干支が存在していることになり、一つの記事に対して二つもの日付が存在していることは不自然である。月朔干支の脱落と考えるならば、

表Ⅲ 干支における二文字の誤写の検討

	所在年月	検 討
己卯 → 辛巳	敏達五、三	己卯は月朔干支。北野本はこれを辛巳とし、傍書する写本も存在する。辛巳は前年十一月の月朔干支であり、記事も連続している。前年の是歳条が十一月条の前に置かれているなど、ここには混乱が見られるため、単なる誤写であるとは考えられない。
壬子 → 癸丑 癸丑 → 壬子	皇極元、十一	正しくは壬子朔癸丑という暦日であり、これは二日のことを示す。諸写本により、壬子に癸丑と傍書したり、癸丑に壬子と傍書したりするものがあり混乱が見られるが、月朔干支と日付干支を取り違えたものと思われ、単なる誤写ではない。なお、岩崎本は正しい干支を記している。
庚寅 → 庚子 → 壬寅	天武十四、四	月朔干支は丙子であり、日付干支に壬辰と庚寅が存在しているが、壬辰は十七日、庚寅は十五日のことを示すため順序が前後している。庚寅を庚子や壬寅とする（或いは傍書する）諸本は、順序が合うように意図的に書き換えたものと考えられ、庚子なら二十五日、壬寅なら二十七日のことを示す。
丙申 → 戊子 丁酉 → 己丑	持統六、四	元嘉暦、儀鳳暦（定朔）ともに丙申朔丁酉となり、これは二日のことを示す。北野本はこれを戊子朔己丑としており、これも二日のことを示すため、意図的に書き換えたものと思われるが、丙申朔丁酉という暦日も傍書している。丙申と戊子では八日もずれるため、暦法の問題とは考えられず、原因は不明。
乙丑 → 丙寅	持統六、五	乙丑は月朔干支であるが、これは元嘉暦に適合する。一部の写本や『紀略』が丙寅としているが、これは儀鳳暦（定朔）に適合しており、単なる誤写であるとは考えられない。
庚申 → 辛酉	持統七、二	庚申は月朔干支であるが、これは元嘉暦に適合する。一部の写本が辛酉としているが、これは儀鳳暦（定朔）に適合しており、単なる誤写であるとは考えられない。

注1、持統紀の暦日については、元嘉暦ではなく定朔法による儀鳳暦の暦日を記している場合が三ヶ所（六年十一月、十年十二月、十一年四月）に見られる。表中の最後の二例もこれに類しており、何らかの意図を持って、儀鳳暦（定朔）に適合する月朔干支が記されたものと思われる。詳しくは注（39）を参照。

そもそもはもう一つの別の記事が存在しており、その全文も脱落したものと考えなければならぬことになる。更にそれ以前の問題として、脱落したことになる本来の月朔干支は乙亥であるので、乙卯という日付干支は月中には有り得ないのである。こうしたことを考慮するならば、この暦日を月朔干支の脱落と考えることは適當ではない。管見の限りでは、この事例は亥から卯への誤写とすべきであろう。諸写本はすべて乙卯朔としているが、『日本紀略』ではこの月朔干支は乙亥と記されており、これは本来の適切な月朔干支を伝えたいものとも考えられる。また、表Ⅱから分かるように、亥から卯への誤写という事例は『書紀』の他の暦日にも三ヶ所にみられるのである。この暦日に関しては、小川氏の解釈は訂正されるべきであろう。

18番の暦日についても基本的な問題は同様である。すなわち、これを月朔干支の脱落であると解釈すると、現在月朔干支となっている壬午は、そもそもは日付干支だったものと考えなければならぬが、ここには朔日の記事はなく、記事には既に辛卯と壬辰という二つの日付干支が存在しているため、壬午に該当する記事が存在しなくなってしまうのである。しかし、21番の暦日のような誤写を想定することも困難である。なぜなら、この暦日の適切な月朔干支は丁丑であり、誤写であるとするならば丁丑から壬午への二文字の誤写が発生

したものと考えなければならぬからである。干支における二文字の誤写（異同）は、『書紀』の中には九ヶ所ほど存在している。その詳細については表Ⅲ（前頁）に挙げておいて、いずれもが根拠のある事例と考えられ、単なる誤写であるとは考えにくい。つまり、二文字の誤写が発生する可能性というのは、極めて低いと思われるのである。

この暦日をどのように解釈すべきか、筆者は残念ながら明確な解決策を持ち合わせてはいない。しかし、この暦日は先述した19番の暦日と同じ推古三十六年のものであり、何らかの事情によつて『書紀』の編纂時から既に誤っていたものと考えられることも可能であるかもしれない。この暦日については、岩崎本を含めたすべての写本に異同がなく、また19番の暦日と同様に日付干支が矛盾を起こしていないことから、その可能性が推測されるのである。

⑥ 閏字の脱落：7、11、13番

このグループは閏字の脱落をまとめたグループであるが、小川氏の研究の重要なポイントとなっているグループである。すなわち、洪川春海はこの閏字の脱落を認めず、それが結果的に古曆三法という架空の曆法の創造にも繋がったのであるが、小川氏はこれを閏字の脱落であると断定し、洪川の研究を強く否定したのである。現在の諸写本は、7、11、13番の暦日をそれぞれ十月乙丑朔、九月乙酉朔、四月甲申朔として

おり、異同はまったく存在しない。しかし、小川氏の計算では、これらの月朔干支はそれぞれ閏十月、閏九月、閏四月のものでなければならず、ここから小川氏は閏字の脱落を想定したのである。筆者はこの事例を、極めて重要な問題であると考ええる。もちろん、暦日は不適切なものであるので、小川氏のように閏字の脱落を想定することは自然なことである。しかし、閏字のみの脱落という現象は、「書紀」の他の暦日には存在しておらず、管見の限りでは極めて珍しい現象であるように思われる。³²「書紀」には閏月の記事は十五ヶ所存在するが、これは通常の月に比べてかなり少ないものである。³³特にそのほとんどは元嘉暦で計算された部分、しかも安閑紀以降に集中しており、儀鳳暦で計算された部分にはわずか仲哀紀に一つが存在するだけである。³⁴これは古い時代の記事の多くが創作されたものであり、それに暦日を付すに際して、わざわざ閏月を用いることを避けたためではないかとも思われる。7、11番の暦日は儀鳳暦部分に含まれており、この点からも、これらが本来は閏月であったということには疑問を感じるのである。また、この三ヶ所の暦日を閏月であったものとする、³⁵「書紀」には全部で十八ヶ所の閏月記事が存在することになるが、僅か十八ヶ所のうち三ヶ所もの閏字が脱落するというのは、あまりにも不自然なことではないだろうか。故意に削除されたものならば話は別であるが、他にはあ

まり例のない閏字の脱落という現象が、「書紀」においてのみ頻繁に発生しているということには疑問を感じざるを得ないのである。³⁶

閏字の脱落でないならば、これらの暦日は最初から現在の形態で記されており、そもそも閏月の記事ではなかったということになる。かつて渋川春海が古暦三法を創作し、古代の日本において独自の暦法が使用されていたことを主張したのも、まさにこれらの暦日が閏月とならなくてもよいように暦法の数値を設定したものであった。しかし、これは日本独自の暦法の存在を主張しなかった渋川の恣意的な創作であり、この暦法が儀鳳暦の数値から導き出されたものに過ぎなかったことは、小川氏が既に説明している。筆者は閏字の脱落という解釈には疑問を投じたが、「書紀」の暦日計算に用いられた暦法について、渋川のように新たな暦法の存在を提起するつもりはない。小川氏の考えたように、「書紀」の暦日が儀鳳暦と元嘉暦によって計算されたことは確かである。この三ヶ所の暦日に関しては当時の暦日計算における誤りであり、計算方法や用いた数値の精度などによって閏月の位置を間違えてしまったもののではないかと考えるのである。³⁷この問題は、当時の人々の暦日計算における方法や技術、ひいては暦法に対する認識などをも知ることができる貴重な事例ではないかと思われる、より詳しく検討すべき問題であると考え

る。しかし、そのためには暦法の具体的な数値や計算方法の問題にも立ち入らなければならないため、本稿においては残念ながら紙幅の余裕がない。この問題については、また別稿において詳しく検討することとして、本稿においては問題の提起をすることに留めたい。

⑦その他(複数の可能性のあるものなど)：9、12、25番最後のグループは、これまでのいずれのグループにも加えることができない暦日であり、その他のものとしてまとめたものである。9、12番の暦日については、小川氏が二通りの解釈を示しているので、まずはその可能性について検討してみたい。

9番の暦日について、小川氏は寅から戌への誤写、或いは月朔干支の脱落したものと解釈している。しかし、諸写本の中には丙戌朔と丙寅朔という二通りの形態があり、これが寅から戌への誤写であることを示している。この誤写は『書紀』の中では他にみられないものであるが、月朔干支の脱落という解釈では、18、21番の事例でみたような記事の不足が発生してしまい、日付干支の順序にも矛盾が生じるため、誤写と考えることが最も適切である。

続いて12番の暦日であるが、この事例について小川氏は月朔干支の脱落、或いは前年(欽明十三年)同月の月朔干支が混入してしまったものではないかと解釈している。結論から

言ってしまえば、この暦日には諸写本による異同はまったくなく、小川氏の考える二通りの可能性のいずれとも決定し難い。記事には月朔干支以外の干支は付記されておらず、これは8番の場合と同じであるから、壬戌朔という本来の月朔干支や朔字が脱落した後に、日付干支であった戌辰が月朔干支に当てはめられてしまった可能性は十分に考えられる。しかし、この暦日のちょうど一年前にあたる欽明十三年五月の月朔干支が戌辰であることから、この月朔干支が混入したという可能性も否定できないのである。この場合、この混入は伝写時に発生したものと考えるよりも、『書紀』の編纂時において既に発生していたものと考えた方がよいように思われるが、仮にそうだとしても、もともと十三年五月の記事だったものを誤って十四年に記してしまったものなのか、十四年五月の記事に誤って十三年五月の月朔干支を記してしまったものなのかは分からない。『書紀』には十三年五月の記事も存在しているが、十四年五月の記事とは何の関連性もなく、記事の内容からそれを判断することも不可能である。しかし、この記事が十三年五月のものであったならば、十三年五月にはそもそも複数の記事が存在していたことになるから、そのうちの一部の記事だけが翌年に配置されてしまうということは不自然である。十四年五月の月朔干支を記す際に、誤って十三年同月のもを記してしまったと考える方が適切である

う。推測になってしまいが、この事例は「書紀」の編纂過程にも示唆を与えてくれる可能性があるので、後にまた検討する機会を設けたい。

最後は25番の暦日である。小川氏はこの暦日を例外には加えておらず、これを例外暦日としたのは内田氏である（表Iにおける「小川氏の解釈」は、この暦日の場合は「内田氏の解釈」を示す）。この暦日は崇神七年条のものであるが、諸写本により十一月丁卯朔己卯とするものと、十一月丁卯とするものとに分かれている。多くの刊本では前者が採用されているが、江戸時代の板本や「国史大系本」は後者を記しており、ここからも小川氏が「国史大系本」を使用して作業を行ったことが想像される。つまり、後者の暦日を用いた小川氏は、丁卯を月朔干支とは見なさなかつたために、これを例外には含めなかつたのであろう。しかし、「書紀」の暦日において、月朔干支を記さずに日付干支のみを記すとは考えられないし、この月の適切な月朔干支は壬申であるから、丁卯という日付干支はこの月には存在し得ない。いずれにしても、諸写本において異同が存在するのであるから、この暦日に何らかの混乱が発生していることは確かであり、検討する必要があることは間違いないであろう。

しかし、いくら検討を加えても、この暦日に明確な解決策を見つけ出すことは難しい。まず想起されるのは、月朔干支

であった壬申という干支が脱落した可能性であるが、先述したように、壬申朔において丁卯という日付干支は有り得ないものであるため、その可能性は低い。しかも、諸写本の中には既に己卯という日付干支を記すものも存在するため、これらの写本を尊重するならば、記事の不足という問題も生じてしまうのである。月朔干支の脱落であると解釈するならば、もともとは壬申朔己卯という暦日であり、壬申朔が脱落した後に丁卯という干支が創作され、月朔干支として書き加えられたものと考えなければならぬ。しかしそれならば、丁卯を日付干支として記す写本が存在することは不可解であり、この解釈は適切なものとは言えないであろう。

一方、誤写と考えるならば、壬申から丁卯への二文字の誤写が発生したと考えるしかない。しかし、18番の暦日において検討したように、「書紀」の干支における二文字の誤写はすべて根拠の存在する事例であり、単なる誤写であるとは考えられないものである。壬申から丁卯へ月朔干支が書き換えられなければならない明確な根拠はみつからず、この解釈の成立も困難なように思われる。

それでは「書紀」の編纂時において、既にこの誤りが発生していたのであろうか。壬申朔と丁卯朔には五日ものずれが存在するので、暦日計算時のミスとは考えられない。別の月の月朔干支を誤って配置したものとしても、この事例の近く

に存在する暦日の中で月朔干支が丁卯となるのは、翌年である崇神八年の九月しかなく、この月の月朔干支が混入してしまふような原因は見当たらない。唯一の可能性としては、崇神紀に続く垂仁紀の暦日が混入した可能性が考えられ、垂仁七年十一月の月朔干支は丁卯となっている。25番の暦日を付している記事は、その内容から明らかに崇神紀に存在すべきものであり、垂仁紀の記事そのものが崇神紀に混入したという可能性は考えられないが、崇神七年十一月の記事に暦日を付すに際して、誤って垂仁七年十一月の月朔干支を記してしまつたという可能性は考えられるであろう。しかし、これはあくまでも可能性に過ぎず、当時の編纂の有り方がよく分からない以上、そのような混入というものが発生し得たのかどうかを知る術はない。³⁸⁾ 25番の暦日については、現状では明確な解決策なしとせざるを得ないであろう。

三 例外暦日に関するまとめ

以上、小川氏と内田氏が例外暦日として提起した二十五ヶ所の暦日について、再検討を行ってきた。多くの事例については小川氏の解釈を支持しただけであり、内容の乏しさを痛感しているが、いくつかの暦日については新たな解釈を提起することができたと思つている。そもそも小川氏が提起した

暦日が二十四ヶ所にも及んだのは、作業に際して「国史大系本」の本文のみを用い、諸写本による校合を参照しなかつたためであると思われる。二十四ヶ所のうちの九ヶ所（1、2、3、5、9、15、20、23、24番）については、計算に適合する暦日を伝えていゝる写本も存在しており、「古典文学大系本」を中心とした現在の刊本では既に本文の暦日が適切なもので記されているので、今回わざわざ再検討する必要はなかつたようにも思われる。しかし、「書紀」の編纂時における暦日を正確に復元するためには、計算に適合するからといって直ちに暦日を訂正するのではなく、そのような誤写や脱落というものが本当に発生し得るものなのかどうかを、全体の中から判断していくことが必要であると考える。たとえ適切な暦日を記す写本が存在したとしても、編纂時には誤つた暦日が記されていて、それが伝写を繰り返す間に訂正された可能性もあるものであり、その場合には、実は不適切な暦日の方が本来の正しい姿を伝えていることになるのである。実際、「書紀」の中には意図的に書き換えられた（或いは傍書された）と思われる暦日も存在しており、長い歴史の間には様々な試算が行われた可能性も推測されるのである。³⁹⁾ そのため、本稿では暦法には直接的に関係のない日付干支なども含め、「書紀」の全暦日についてのデータをまとめたのであり、誤写や脱落の全体的な傾向を提示した上で、既に問題はないと思わ

れる暦日についても、改めて検討を行つてみたのである。

内田氏の研究では、上述の九ヶ所に加えて16、17番の暦日も例外から外されている。これは推古紀の三十二、三十三年という年数に関する事例であるが、現在の刊本でもこの計算に合わない年数が記されている。しかし、内田氏はこの年数がそれぞれ一年ずれたものであることは明らかであるとして、これらの暦日を例外からは外したのである。この問題については既に検討したので、ここで繰り返し述べることはいらないが、岩崎本が適切な年数を伝えていることから考えても、内田氏の見解は正しいものといえるであろう。これに対して、現在の刊本は不適切な年数を表記しているわけであるが、多くの写本がその形態を伝えている以上、岩崎本のみによって本文を改定してしまうことは避けるべきであるかもしれない。いずれにしても、復元暦によって本文を直ちに訂正することは避けるべきであり、これらの暦日については注記もなされているので特に問題はないであろう。⁴⁰⁾

しかし、残る十四ヶ所の暦日については問題が残されているように思われる。これらの事例については、諸写本において異同がみられない場合が多く、そのためこの暦日を、そのまま本文として記している刊本が多いわけであるが、『古典文学大系本』の場合をみると、注記がなされているのは6、10、12、25番の四ヶ所だけである。残る十ヶ所(4、7、8、

11、13、14、18、19、21、22番)に関しては注記が存在しておらず、その暦日には何も問題がないかのような印象を受ける。本文を改めるべきでないことは確かであるが、その暦日が不適切なものであり、『書紀』の本来の暦日を正しく伝えていない可能性のあることは注記すべきではないだろうか。⁴¹⁾

四 おわりに

最後に『書紀』の編纂過程、特に暦日に関して行われたと考えられる作業の経緯について少し検討してみたい。『書紀』の編纂については、記録もほとんどなく不明な点が多い。このことは今更言うまでもないが、それでも編纂の時期や用いられた資料の研究、また先述した日本書紀区分論を發展させた編纂者の推定など、その解明に繋がる研究は進みつつある。⁴²⁾ 暦日に関しては、小川氏や内田氏の研究によって、計算に儀鳳暦と元嘉暦が用いられたことが解明されたといつてもよい。では、その経緯はどのようなものだったと考えられるのであろうか。

日本で暦法による暦日の計算が行われるようになったのは、一般に『書紀』に記された持統朝の記事からであるとする考え方と、『政事要略』に記された推古朝の記事からであると考える方がある。⁴³⁾ 後者は記された月朔干支が誤っていると

ど、その信頼性が疑われるが、持統朝よりも早い時代から曆法による曆日計算の試みが行われていたことは確かである。より古い時代には、朝鮮半島などから招聘された曆博士による計算や、頒曆に頼っていたと考えられるが、次第に日本人もその技術を習得するようになり、最終的に持統朝において公式な曆法の導入が行われたものと考えられる。こうした日本における曆法導入までの経緯において、用いられた曆法が元嘉曆であったことはほぼ間違いない。それに対して、儀鳳曆は持統朝に極めて近い時期に、日本に新しく伝来してきた曆法である。⁴⁵

『書紀』の編纂に際して、多くの記事が創作されたと考えられることは周知のことである。もちろん、まったくの創作ではなく、様々な伝承や原資料が参考にされたと考えられるが、それぞれに曆日を付し、歴史書に相応しい記事としていくためには、かなりの手が加えられたはずである。そうした過程の中で、曆日の具体的な計算も行われていったものと考えられる。元嘉曆で計算された部分の記事の中には、既に原資料においても曆日を完備していたものがあつたであろう。しかし、時代が古くなればなるほどその割合は低くなつていったはずであり、『書紀』の編纂時においても、改めて計算が行われたはずである。曆法を使いこなすには専門の知識が必要であるから、曆日の計算には陰陽寮の曆博士や曆生など

を中心とした人々があつたのではないかと考えられる。⁴⁶ そうした人々が毎月の月朔干支などを記した長曆のようなものを作り、それをもとに筆記を担当していた人々などが各記事に曆日を付していったのではないだろうか。19番の記事における月朔干支の誤りなどは、この過程において発生したミスなのではないかと考えられ、計算者が乙巳朔と記したつもりであつたものを、筆記者が己巳朔であると勘違いしたために誤記されてしまつたのではないかと考えられるのである。同様に12、25番の記事についても、この過程においてミスが発生した可能性が想定できる。12番については、欽明十四年五月の月朔干支を記すつもりで、誤つて長曆における十三年五月の月朔干支を記してしまつた可能性であり、25番については崇神七年十一月の月朔干支を記すつもりが、誤つて長曆における垂仁天皇の部分を見てしまつたという可能性である。こうした可能性は単なる推測の積み重ねに過ぎないが、諸写本における異同がまったく存在しない場合には、こうした経緯による編纂時からの誤りである可能性も想定することが必要なのではないかと考える。『書紀』の完成時において、すべての曆日が正しく記されていたとは限らず、中には既に不適切なものが含まれていた可能性も十分に考えられるであろう。そういう意味では、計算者たちが作成した長曆において、既に誤つた月朔干支が記されていた可能性も考えられ、4、

22番のように諸写本に異同がなく、月朔干支に一日だけずれた干支が記されている場合は、月名の誤写と断定してしまふのではなく、計算上の誤りが発生していた可能性をも考慮すべきかもしれない。この問題は、閏字の脱落に関する事例とも絡んでおり、当時の計算技術の精度などを考える上でも重要であるから、別稿において更なる検討を行つてみたいと考えている。

なお、19番の暦日からは、更に別の過程も推察される。それは最終的に干支による暦日が付される以前の段階から、各記事には既に年月日が設定されていたと考えられることである。そもそも暦日というものは、数字によつて日付を記すことが一般的であり、干支が用いられるのは正史などの特殊な場合に限られる。つまり、『書紀』の暦日についても、初めは数字による日付が決定され、それが最終段階で長暦によつて干支に変換されたのではないかと考えられるのである。19番の事例では記事は二つ存在しているが、それらには干支に変換される前から、二十日と二十四日という日付が与えられていたのではないかと思われる（もちろんこれは推古紀の記事であるから、創作ではなく史料が存在した可能性も考えられる）。その上で筆記を担当した人物が、月朔干支を己巳であると誤解したために、二十日と二十四日という日付を、それぞれ戊子と壬辰に変換してしまつたのではないだろうか。

伝写時の誤写であれば、通常は一部分のみが誤写されるため、干支間で矛盾が発生する場合が多いのであるが、この暦日に関してはそうした矛盾が生じておらず、むしろ訂正した乙巳という月朔干支との間で矛盾が発生してしまふことから、こうした経緯が想定されるのではないかと思うのである。

以上、『書紀』の編纂時において、暦日の設定された経緯に関するいくつかの考察を行つてみた。こうした経緯は、いわば当然の経緯でもあり、わざわざ考察する必要がないようにも思われる。しかし、当時の記録がまったく存在せず、その経緯が確認できない以上は、こうした僅かな情報によつて推察を加えていくことも必要なのではないだろうか。

註

(一) 諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店、昭和三十年初版）によると、紀年には①年齢、②ある一つの紀元から起算した年数、③年を記す意。干支を配当して年を記すこと、などといった意味が存在する。④を年月日を記すことと広く解釈すれば、筆者の記した称元法という要素が②、暦日が③に該当するものといえる。また、『漢語大詞典』（漢語大詞典出版社、一九九二年第一版）では、紀年の意味は①年齢を記す、②年代（干支や年号）を記す、③国史書の体裁の一つ、年月を用いて史実を排列する、などと記されており、ここでもやはり称元法が②、暦日が③の

ことを示しているものと考えられる。

(2) 中国の歴史書において、皇帝の治世年数による紀年表記が行われているのは「史記」と「漢書」だけである。「書紀」本文の漢文的潤色については、「芸文類聚」などの類書とともに「漢書」が多く利用されていることが指摘されているが、紀年についてもこうした古い歴史書が参考にされたことが分かる。

(3) 洪川春海は「日本長暦」、「日本書紀暦考」などの著作を残している。

(4) 「書紀」の暦日に関する研究史については、大谷光男「古代の暦日」(雄山閣出版、昭和五十一年)にいくつかが紹介されている。

(5) 小川氏の研究は「天官書」第二輯(昭和二十一年)に一度は発表されたらしいが、一般に広く認識されることはなかったようである。

(6) 小川清彦「日本書紀の暦日に就て」(内田正男「日本書紀暦日原典」雄山閣出版、昭和五十三年)。

(7) これは「書紀」に記されている暦日に関してのことであり、この期間の全暦日を比較すれば十六ヶ所の相違が見られる。なお、本稿におけるこうした暦日の確認には、すべて前掲した内田氏の「日本書紀暦日原典」(平成五年新装版)を用いている。

(8) 元嘉暦については「宋書」卷十三、志第三、律曆下に記されている。

(9) 「書紀」の編纂時期以前に日本で用いられていたと考えられる暦法については本稿第四節を参照。

(10) 一般に儀鳳暦は、中国の唐で麟徳二(六六五)年から使われ始めた麟徳暦のことであると考えられている。麟徳暦については「新唐書」卷

二十六、曆志第十六に記されている。

(11) 本稿では暦法の仕組みを詳述する余裕はないが、平朔法とは一朔望月の値を平均値として用いる方法であり、これに対して定朔法とは、平均値に補正を加えたより正確な値を用いる方法である。こうした暦法の仕組みについては、内田正男「日本暦日原典」(雄山閣出版、昭和五十一年)や数内清「中国の天文暦法」(平凡社、昭和四十四年)、同氏「増訂隋唐曆法史之研究」(臨川書店、平成元年増訂版)などに詳述されている。

(12) 前掲内田氏「日本書紀暦日原典」。

(13) しかし、小川氏の研究には細かい部分ではいくつかの疑問点も存在する。例えば暦法の境界線については、日本書紀区分論(「書紀」の本文にみられる文字や語法の傾向によって各巻を区分できるとする研究で、卷三神武紀、卷十二安康紀と卷十四雄略紀、卷二十一崇峻紀との間に大きな傾向の違いがあるとす)などの成果により、これを安康紀と雄略紀の間に置くべきであるとする考え方も存在し、これを安康紀と麟徳暦が本当にまったく同一の暦法かという点にも疑問は残っている。こうした問題については、また別稿において検討する機会を設けたいと考えているが、小川氏の研究の基本に関わるものではない。

(14) 前掲小川氏「日本書紀の暦日に就て」の第一表に当たる。

(15) 内田氏は「新訂増補国史大系本」(吉川弘文館、昭和四十九年版)を用い、合わせて「日本古典文学大系本」(岩波書店、出版年不明)を参照している。

(16) 井上光貞監訳「日本書紀」(中央公論社、昭和六十二年初版)。管見

の限りでは、同書が最も多くの写本を用いて校異を行っていると思われる。「秘籍大観」(大阪毎日新聞社、昭和二年)などに収められている多くの写本の写真版にも目を通すように務めたが、すべての写本を確認できてはいない。なお、表中における写本の略号に関しては以下のように記している。また、「書紀集解」は多くの例外暦日を訂正しているが、表中に挙げるのは適切な暦日を記す写本が存在しない場合に留めた。「日本紀略」についても同様である。

卜部系 右：兼右本 北：北野本(第二―五類) 熱：熱田本

伊：伊勢本 闇：内閣文庫本

板：寛文九(一六六九)年整板本

古本系 田：田中本 岩：岩崎本 前：前田本 宮：宮内庁本

北：北野本(第一類)

その他 紀略：日本紀略 集解：書紀集解

(17) 現在の刊本として参照したのは、前掲「古典文学大系本」(平成五年新装版)、前掲「新訂増補国史大系本」(昭和四十一年初版)、前掲井上氏「日本書紀」、「新編日本古典文学大系集本」(小学館、平成六―十年)などであるが、基本的な中心として扱ったのは、「古典文学大系本」である。

(18) これは全暦日に関するものであるので月朔干支も含まれており、小川氏の挙げた例外暦日についても、諸写本に異なるものについては含まれている。

(19) 十七例の中には子から午への誤写も一例(持統五年六月条)含まれ

ているが、これは「書紀集解」などが訂正したものであり、意図的に書き換えたものである。つまりこの誤写に関しては、基本的には午から子への誤写しか存在しない。

(20) 小川氏の使用することができた刊本としては、「国史大系本」(経済雑誌社、明治三十年)や佐伯有義編「六国史」(朝日新聞社、昭和四年)などが存在するが、「六国史」はこの月名を十一月としているため、用いられたとは考えにくい。江戸時代の板本を使用した可能性も考えられるが(表Iから分かるように、寛文九年整板本はすべての例外暦日について不適切なものを記している)、例外暦日に関しては、国史大系本は板本とまったく同じであり、判断はできない。

(21) 「書紀」の編纂時に発生した混乱として、筆者は推古紀の年数設定が途中で大きく組み換えられた可能性があるのではないかと考えている。これは「古事記」が推古の治世年数を三十七年としているのに対して、「書紀」が三十六年としていることから導き出される推測であり、称元法によって推古元年をどこに置くかの設定が変更された可能性があるのではないかと考えられる。この問題については、別稿において改めて取り上げるつもりである。

(22) 参考として、表IIには一から二への誤写が三例(これには15番の暦日も含まれる)、二から三への誤写が十一例存在している。

(23) 計算ミスである可能性などの詳しい検討については、別稿において行いたいと考えているが、本稿第四節においても若干の見通しを述べている。

(24) 前掲『新編日本古典文学全集本』(以下、『古典文学全集本』とする)では、月朔干支は甲戌に意改されている。

(25) ただし表Ⅱより明らかなように、この誤写は『書紀』の中には他には見られない(表中の一例は、この24番の暦日のことを示している)。

(26) ただし14番の事例については、乙丑という日付干支を付された記事も存在しており、この干支は月中に存在し得ないものとなっている。

『書紀集解』などは続く敏達四年三月の月名と月朔干支が脱落したものと考え、現在の刊本でもそうした注記がなされている。月朔干支が連続して脱落したとも考えられるが、諸写本に異同がまったくないことを考えると、或いは編纂時において既に混乱が生じていたものなのかもしれない。

(27) この暦日について、表Ⅰの適切な暦日の欄では『日本紀略』が挙げられているが、これは月朔干支を乙亥とすることを指しており、乙卯が日付干支として記されているわけではない。

(28) 参考として、卯から亥への誤写も一例見られる。

(29) 『古典文学大系本』、『古典文学全集本』はいずれもこの暦日を乙卯朔甲午とし、日付を二十日としているが、これは誤りである。

(30) この暦日について、表Ⅰの適切な暦日の欄では『書紀集解』が挙げられているが、これは月朔干支を丁丑とすることを指しており、壬午が日付干支として記されているわけではない。

(31) 表Ⅲは表Ⅱにおいて干支における二文字の誤写として累計した九ヶ所の暦日を個別に検討したものであり、いずれも単なる誤写ではないと

考えられる。すなわち、二文字の誤写という現象は発生しにくいものであると思われる。

(32) 筆者は『書紀』以外のいくつかの歴史書についても、閏月に関する脱落の事例を調べてみた。その結果、月名全体を脱落する事例や数字を脱落するという事例は、『日本紀略』の久邇宮本における宝龜十年閏五月条という一例しか発見できていない。

(33) そもそも閏月は通常の月に比べて数が少なく、『書紀』に記された千三百六十四年間に五百二回しか存在しない。しかし、そのうちの十五ヶ所というのは三%に過ぎず、通常の月の中で最も頻度の少ない六月の五%(千三百六十四回のうちの六十七ヶ所)よりも少ない。なお、全体的に割合が低いのは年数に比べて記事数が極めて少ないためであり、最も頻度の多い正月であっても、十%程度(百三十三ヶ所)である。

(34) 『書紀』における閏月記事の所在は以下の通りである。仲哀元年閏十一月、清寧四年閏五月、安閑元年閏十二月、欽明九年閏七月、敏達十年閏二月、推古十年閏十月、同十三年閏七月、天智六年閏十一月、文武二年閏六月、同十年閏七月、同十三年閏四月、朱鳥元年閏十二月、持統三年閏八月、同六年閏五月、同九年閏二月。なお、斉明紀に引用される伊吉連博徳書(五年七月条)にも閏月が存在しているが、これは例外的であるので除外した。

(35) 参考として、閏字の誤写については表Ⅱに明らかなように、閏と潤の間で発生した誤写が合計十四ヶ所も見られ、閏月記事のほとんど全部

に及んでいるが、これは誤写というよりも両字を特に区別することなく用いたためであろう。

(36) 元嘉暦や儀鳳暦における閏月の位置は、一太陽年を十二等分して設定される中氣によって定められるが、極めて小さな誤差によつても位置がずれてしまふという性質を持つている。こうした暦法の仕組みに関する研究書については、注(11)を参照。

(37) 欽明十三年五月条は朝鮮半島関係の外交記事であり、十四年五月条は祥瑞関係の記事である。

(38) 「書紀」の編纂過程に関しては、本稿第四節において若干の検討を行っている。

(39) 表Ⅲにおける持統六年五月や同七年二月の暦日がこれに該当する。また、「持統紀」には儀鳳暦(定朔)で記された暦日も三ヶ所存在し(所在年月については表Ⅲの注を参照)、これをどのように解釈すべきかにも問題がある。すなわち、持統朝は元嘉暦と儀鳳暦が併用されたとされる時期であるから、儀鳳暦で記された暦日は実際に当時実施されたものであり、「書紀」の編纂時から既にそのように記されていた可能性が考えられるが、表Ⅲの二ヶ所の事例を考えれば、そもそも元嘉暦に適合する暦日が記されていて、それが後に儀鳳暦に適合するものに改められてしまつた可能性も考えられるのである。併用期間とされる持統六年正月から「書紀」の終わる十一年八月までの暦日のうち、両暦が異なる月朔干支を示すことは十七回あるが、先述した三ヶ所以外はすべて元嘉暦に相応しい暦日が記されており、「書紀」の暦日は圧倒的に元嘉暦に近い

ものであると言えるのである。持統紀に関しては、元嘉暦に適合しない暦日であるからといって、直ちに誤りであるとは断定できない場合があることに注意が必要である。なお、持統七年九月の月朔干支はすべての写本で丁亥となつており異同は存在しないが、これでは丙申条における天武天皇の無遮大会の日付が十日となつてしまい、崩日である九日とは一日のずれが発生してしまふ。こうしたことから「古典文学大系本」は月朔干支を戊子ではないかと注記しているが、元嘉暦でも儀鳳暦(定朔)でも月朔干支は丁亥となる。こうした暦日についても、「書紀」の編纂時において誤つていた(或いは当時実際に実施された暦日として戊子朔と記されていた)ものが、伝写を繰り返すうちに暦法に適した干支に訂正された可能性が考えられるであろう。

(40) 「古典文学大系本」や「古典文学全集本」では、注は推古三十一年条にまづめて付されている。

(41) ただし「新訂増補国史大系本」には、諸写本における異同がない事例についても注記がなされているので、確認を行う際には便利である。

(42) 森博達「日本書紀の謎を解く」(中公新書、平成十一年)など。

(43) 「書紀」持統四年十一月甲申条、「政事要略」卷二十五、御曆奏条、儒伝。

(44) 「書紀」欽明十四年六月条には百濟から曆博士が招聘された記事が見え、また推古十年十月条には、百濟の僧觀勒が来朝し、曆本などを献上するとともに学生に曆法を教えた記事が見られる。

(45) 儀鳳暦の正確な伝来時期は不明であるが、儀鳳という名称は唐にお

いて用いられた年号（六七六―六七九）であるから、この時期に伝来したものと推定される。

(46) 暦博士や暦生などの規定や職務については、『職員令集解』中務省陰陽寮条に記されている。

補記

本稿脱稿後に、奈良県明日香村の石神遺跡から持統三年三月と四月のものと思われる具注暦が出土したとの報道に接した。これは『書紀』が元嘉暦と儀鳳暦の始行を記す持統四年よりも古いものであり、このことから本稿で記したように、古い時代から暦法による暦の計算が行われていたことが裏付けられたと言えるであろう。ただし、この時期の暦の製作体制や製作者集団が、後のシステムと既に同じものであったかどうかには、なお検討すべき問題があるように思われる。